

島 監 甲 第 3 8 3 号
島 警 甲 第 2 1 1 3 号
平 成 2 4 年 4 月 2 5 日

各 所 属 長 殿

保存期間	1 0 年
------	-------

島 根 県 警 察 本 部 長

「長崎県西海市西彼町における女性2名被害の殺人事件」をめぐり一連の対応の問題点を踏まえた「警察改革の精神」の再徹底等について（通達）

各所属にあっては、「警察改革」に盛り込まれた各施策の定着化・深化について（平成22年11月2日島警甲第2405号）により、各種施策等を推進しているところであるが、標記殺人事件をめぐり一連の対応の問題点を踏まえ、下記のとおり警察改革の精神の再徹底等を図られたい。

記

1 殺人事件をめぐり千葉県警察の一連の対応の問題点

本年3月22日、標記殺人事件に関し、千葉県習志野警察署において同事件に先立つ傷害事件の捜査を担当した警察署員が、被害届の受理を先送りした一方で、警察署のレクリエーション旅行に参加したこと、千葉県警察、三重県警察及び長崎県警察が作成・公表した標記殺人事件に関する報告書に旅行に関する事項が記載されていないことなどが報じられた。

千葉県警察は、同月23日、監察部門を主体とする体制を編成し、旅行が実施された経緯、捜査等に与えた影響の有無、報告書に旅行に関する事項が記載されなかった理由等につき調査を開始し、本年4月23日、当該調査結果である「習志野警察署のレクリエーション旅行が捜査等に及ぼした影響と旅行に関する報告の経緯等」を発表した。

その要旨は別添のとおりであるが、千葉県警察における組織運営の観点からの問題点の一つとして、「警察改革の精神」の不徹底が挙げられ、その中で、警察改革要綱に掲げられた「国民のための警察の確立」に関する事項として、警察安全相談への対応における問題点が指摘され、「警察の自浄機能の強化」に関する事項として、標記殺人事件に係る前回の検証の不十分さが指摘されている。

2 警察改革の精神の再徹底等

(1) 警察改革の精神の内在化

別添要旨の末尾に挙げられた組織運営の観点からの問題点を真摯に受け止め、所属の実情を改めて確認の上、必要な施策を講じるとともに、幹部職員に対する確実な意識付け及び職員一人一人に対する警察改革に至った経緯、警察改革の趣旨等の理解を浸透させるよう、所属長自ら取組を行うなど職場教養等を継続的に実施し、「警察改革の精神」を組織に内在化させるための取組をより一層強化されたい。

(2) 公安委員会に対する積極的な報告

公安委員会による管理が効果的になされることが重要であることから、所要の報告を、関係する本部所属等を通すなどして、積極的に公安委員会に対して行うこと。

別添 [略]